

委任状 (戸籍以外用)

令和 年 月 日

銚田市長あて

(私) 住 所.....

氏 名.....^印

生年月日.....

電話番号.....

は、

(代理人) 住 所.....

氏 名.....

生年月日.....

に、

下記に記載の事項を委任いたします。

記

(委任する事項)

.....

(委任しなければならない理由)

.....

※ 代理人による訂正や加筆は認められません。作成後、誤りがないか充分にご確認ください。

※ この委任状と同様の内容が記載されていれば、他の形式の様式で委任状を作成しても差し支えありません。

<委任する事項の記載例>

1 住民票の申請および受領を委任する場合

- (1) 世帯全員のもの（住民票謄本）を（1通）申請する場合

「(氏名)〇〇〇〇の世帯全員の住民票（住民票謄本）1通の申請および受領」

※続柄、本籍、筆頭者の記載が必要な場合は、その旨もご記入ください。

- (2) 世帯員のうち特定の方のもの（住民票抄本）を（1通）申請する場合

「(氏名)〇〇〇〇の住民票1通（住民票抄本）の申請および受領」

※続柄、本籍、筆頭者の記載が必要な場合は、その旨もご記入ください。

- (3) 除票を（1通）申請する場合

「(氏名)〇〇〇〇の除票1通の申請および受領」

※銚田市から転出された方、死亡した方等で届出をした方

※除票の場合は、請求用紙に提出先と使用目的の記入が必要です。

2 転入、転出、転居の手続を委任する場合

- (1) 「(氏名)〇〇〇〇の転入届」（←他の市区町村 または 海外から銚田市への引越）

- (2) 「(氏名)〇〇〇〇の転出届」（←銚田市から他の市区町村 または 海外への引越）

- (3) 「(氏名)〇〇〇〇の転居届」（←銚田市内での引越）

3 印鑑登録に関する手続を委任する場合

- (1) 「印鑑登録」をする場合

「印鑑登録の申請」（←初めて印鑑登録をするとき）

- (2) 「印鑑登録証」（カード）を亡失した場合

「印鑑登録証の亡失届」（←亡失届出時に改めて印鑑登録をしないとき）

「印鑑登録証の亡失届および印鑑登録申請」（←改めて印鑑登録を求めるとき）

- (3) 「印鑑登録」を廃止する場合

「印鑑登録の廃止」（←改めて印鑑登録をする必要がないとき）

「印鑑登録の廃止申請および印鑑登録の申請」（←改印するとき）

※ 代理人による「印鑑登録の申請」の場合、ご本人に郵送で「照会回答書」をお送りいたしますので、必要事項をご記入のうえ、ご来庁いただかなければなりません（「印鑑登録証」（カード）の即日交付はできません）。

なお、「印鑑登録証」（カード）の受け取りも代理人の方に依頼するときは、その旨の「委任状」（記載例：「回答書提出および登録証の受領」）を再度作成していただき、「照会回答書」を本人の健康保険証と併せて提出（健康保険証は提示）をお願いします。

※ 「印鑑登録証明書」の交付を受ける場合には、代理人の方に「印鑑登録証」（カード）を持参していただくことで委任を受けたものとみなします。したがって、この場合、委任状は不要ですが、窓口での申請に際して「印鑑登録証」（カード）の持ち主の住所、氏名、生年月日をご記入いただく必要がありますので、これらの点をご確認のうえお越しく下さい。

4 その他の証明書等の申請および受領を委任する場合

「(氏名)〇〇〇〇の△△△に関する証明書〇通の申請および受領」

代理人となる方へ

- 1 窓口にお越しになるときは、委任状（委任者の印が押してあること）とともに、代理人ご本人の本人確認書類（マイナンバーカードおよび免許証等）をご持参ください。
※ 本人確認書類については、マイナンバーカードおよび官公署が交付した写真付きの身分証明書等が提示できない場合は、健康保険証等を2点提示していただく必要があります。このような場合は、あらかじめ市民課にお問い合わせください。

- 2 委任によりマイナンバーおよび住民票コード記載の住民票を申請する場合は、ご本人（委任者）あて郵送交付となります。
※ マイナンバーおよび住民票コードは非常に重要な個人情報ですので、委任を受けた方でも公開はできません。

- 3 委任状に誤りや記入もれがあった場合、代理人による訂正や加筆は認められません。委任状の内容に誤りや記入もれがないか、ご確認のうえお越しくください。

- 4 銚田市へ転入手続の場合は、前住所地発行の「転出証明書」と転入後の住所情報が必要です。また、銚田市からの転出、銚田市内での転居の場合は、転出または転居の前後の住所情報が必要です。
代理人となる方は、これらの情報もご確認のうえお越しくください。